

# 柑芦会大阪支部規約

## 三役選任規定

平成 18 年 4 月 21 日

(三役)

第 1 条 本規定でいう三役とは、支部長、副支部長、幹事長をさす。

(三役改選の告示と立候補の受付)

第 2 条 三役改選の告示は、三役の任期満了直前に開催される決算幹事会の 2 ヶ月以上前に支部ホームページに掲載し、告示日から 4 週間後の同曜日まで会員からの立候補を事務局で受け付ける。

立候補する会員は、所要事項（ホームページに掲載）を記載したハガキまたは E - m a i l で、事務局に届け出る。

(立候補者名簿または推薦者名簿)

第 3 条 受け付けた立候補者の名簿を常任幹事会で作成し決算幹事会に提出する。立候補者がいない場合は常任幹事会の総意に基づき推薦者名簿を決算幹事会に提出する。

(選任)

第 4 条 決算幹事会で三役それぞれの立候補者あるいは推薦者について審議し、出席幹事の半数以上の賛意を得た会員を新三役として選任する。

(附則)

第 5 条 この規定は平成 18 年 4 月 21 日から実施する。